

## 本会議及び委員会以外の会議におけるタブレット端末等の使用について

平成 26 年 3 月 18 日代表者会議決定

令和 3 年 5 月 21 日代表者会議改正

本会議及び委員会以外の会議（以下「会議」という。）におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用については、以下のとおりとする。

### 1 対象となる機器

会議に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。

### 2 使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

### 3 使用にあたっての注意事項

- (1) 議事に関する目的以外での外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）、通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取り扱いに注意すること。
- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (4) 電源は原則としてバッテリー対応とすること。

### 4 その他

議長等の会議の主宰者は、使用できる機能や使用にあたっての注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。